

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 4 年度分）」（令和 5 年 3 月 17 日老発 0317 第 4 号厚生労働省老健局長通知）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和 4 年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

記

**1 提出書類**

＜介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算又は介護職員等ベースアップ等支援加算を取得した事業所＞

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（別紙様式 3-1）
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式 3-2）
- (3) 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式 3-3）

**2 提出部数**

正副 2 部

**3 提出期限**

令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

**4 提出先**

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所福祉課

※ 総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課へ提出してください。

**5 各種通知・様式について**

以下長野県公式ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

## 6 留意事項

- (1) 提出が必要となる「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（別紙様式3-1）」、「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式3-2）」、「介護職員等ベースアップ等支援実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式3-3）」については、1つのエクセルファイルにシートごとになっています。
- (2) 計画書及び実績報告書の実績報告書の基準額が変更となる場合の記載方法について、次のとおりQ&Aが示されていますので、該当する場合は実績報告書（様式3-1）の⑦その他欄に変更前後の基準額及び変更理由を記載してください。

【介護保険最新情報 Vol.993 令和3年6月29日抜粋】

問1 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

（答）

- ・ 処遇改善加算及び特定加算（以下「処遇改善加算等」という。）については、原則、当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、処遇改善加算等による収入額を上回る必要があり、実績報告においてもその点を確認しているところ。
- ・ 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、
  - ① 前年度の賃金の総額（基準額1、2）
  - ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。

通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）でお示しした実績報告書（様式3-1）の「⑥その他」に記載されたい。）

なお、これは、基準額3についても同様であるとともに、推計方法は、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和3年3月19日）問22を参考にされたい。

(4) 特定加算の配分ルールについて、次のとおり、Q&A が示されていますので、該当する場合は実績報告書（様式3-1）の⑦その他欄に理由を記載してください。

【介護保険最新情報 Vol.941 令和3年3月19日抜粋】

問 24 処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合、どのような取扱いとすべきか。

(答)

- ・ 職員の退職等のやむを得ない事情により、配分ルールを満たすことが困難になった場合は、実績報告にあたり、合理的な理由を求めることとすること。(令和2年度実績報告書においては、申出方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。)
- ・ なお、その場合でも、特定加算による収入額を上回る賃金改善が必要である。

## 7 その他

- (1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額(利用者負担を含む。)を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。(例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。)
- (2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

(問合せ先)

担当：介護支援課サービス係 山田、長田、酒井

TEL：026-235-7121 (直通)

FAX：026-235-7394

E-mail：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp